輸入関係の発表形式について

輸入注意事項25第3号(25.2.7)

最終改正: 令和6年8月5日付け・輸入注意事項2024第14号

従来の輸入関係の発表形式は統一せられていないので、一般輸入業者及び銀行その他の 関係機関の取扱いに不便かとも考えられるから、今後は下記の方針によって処理することとす る。

記

1 名称及びその内容

- (1) 「告示」 ―― 輸入告示は、政令第3条及び第9条の規定に基づくもの。
- (2) 「発表」 ―― 輸入発表は、上記以外に実体的内容を持つもの。注①

2 周知方法

- (1) 「告示」は官報及び通商弘報に掲載する。
- (2) 「発表」、「注意事項」は通商弘報に掲載する。
- (3) 上記掲載は原則として和文及び英文の双方によって行う。注③
- (4) 上記掲載事項は原則として新聞発表を行うものとする。

3 番 号

各種告示等は次のような番号を付す。

「告示」には「経済産業省告示第 号」という告示番号を付する。政令第3条に基づく告示は、「輸入公表」と呼称する。

「発表」は「輸入発表第 号」とし、通し番号とする。

「注意事項」は「輸入発表第 号」とし、通し番号とする。

(注)

- ①現在「輸入発表」は輸入割当てに関する事項(申請期日、申請先、申請者の資格、必要な添付書類等及び輸入割当基準など)の発表を内容とするもののみをいう。
- ②現在「輸入注意事項」として発表されるのは法令の解釈、申請者記載事項、申請手続、 商品解釈等について定める場合であって、一般的な注意事項の発表は特別の名称 なしに行われている。
- ③輸入発表、輸入注意事項の英文発表は行われていない。